

裾野市立鈴木図書館雑誌スポンサー制度実施要領

1 趣旨

この要領は、裾野市立鈴木図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 雑誌スポンサー制度実施の目的

この制度は、裾野市立鈴木図書館(以下「図書館」という。)が雑誌カバー等を広告媒体として活用して民間企業等から雑誌の提供を受けることにより、雑誌資料の充実を図り、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

3 雑誌スポンサー制度の内容

- (1) 雑誌スポンサーに、雑誌の購入費用を負担してもらい、提供された雑誌を図書館に排架する。提供雑誌の最新号雑誌カバーの表面及び雑誌架にスポンサーの名称を表示し、また、雑誌カバーの裏面及び雑誌架にスポンサーが「広告」を掲示することができる。
- (2) 希望により、配布用の広告チラシを置く場所を提供する。
- (3) 雑誌スポンサー及び提供雑誌を図書館のウェブサイトにおいて公開する。
- (4) 図書館に納入された雑誌は図書館の所有となる。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」からの選定となる。

5 スポンサー広告等の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に表示するスポンサー名等の表示規格は次のとおりとし、図書館が作成する。
表示ラベルの大きさは縦4cm、横13cm以内とし、地色は浅黄色、文字は黒。
貼付位置は、雑誌カバー表面の中央下部及び当該雑誌架の中央下部とする。
- (2) 雑誌カバーの裏面に、スポンサーの作成により広告を掲示できるものとし、当該雑誌の大きさ以下とする。又、雑誌架に掲示する広告の大きさはA5判横以下とする。なお、掲示した広告の内容は、3か月ごとに変更することができる。希望により、配布用の広告チラシを置く場合は、A4判以下1枚もの(両面印刷可)で1種類のみとする。
- (3) 雑誌の排架位置は、図書館が決定する。

6 雑誌の提供期間及び広告等の掲示期間

- (1) 雑誌の提供期間は、開始した月から1年間とする。(例：4月提供開始→翌年3月まで、10月提供開始→翌年の9月まで)
- (2) 広告等の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

7 申込みの受付

雑誌スポンサーの申込みは、随時受付とする。

8 申込みの方法

- (1) 雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入し、掲示する広告(案)を添えて、図書館持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出する。
- (2) 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期が早いものを優先とする。

9 提供雑誌購入代金に支払い方法

提供してもらう雑誌の代金及び支払方法は、直接雑誌納入業者と協議し支払う。

10 やむを得ない事情による雑誌の変更

提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合その他やむを得ない事情により雑誌の入手が困難となったときは、図書館と協議の上、提供する雑誌を別の雑誌に変更するものとする。

11 事務局

雑誌スポンサー制度に関する事務局を裾野市立鈴木図書館に置く。

12 その他

この要領に定めのない事項は、図書館と雑誌スポンサーにおいて協議して定めることとする。

附則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。